

# ～加賀市から転出される方へ～

◆新しい住所に**住み始めてから14日以内**に、新住所で「転入届」の手続きをしてください◆

## 《転入届に必要なもの》

- ① 転出証明書  
(特例転出の方は個人番号カード・住民基本台帳カード)
- ② 届出人の本人確認書類(代理人が届出する場合は代理人のもの)
- ③ マイナンバーカード(個人番号カード)
- ④ 年金手帳(加入している方)
- ⑤ 委任状(代理人が届出する場合)
- ⑥ 認印
- ⑦ 外国人住民の方: 在留カード、特別永住者証明書、みなし有効期間内の外国人登録証明書のいずれか

## ◎転出先等の変更があったとき◎

- ・転出先や転出予定日に変更になった場合  
⇒加賀市での変更手続きは不要です。  
新住所地で手続きをしてください。
- ・転出を取りやめる場合  
⇒転出証明書と本人確認書類を持参し加賀市で転出取消の手続きをしてください。

対 象	加賀市での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日で <b>失効</b> します。 印鑑登録証を返却してください。	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード 住民基本台帳カード	手続きは不要です。	引き続き使用される方は、カードを持参し、継続利用の手続きをしてください。
国民健康保険	保険証を返却してください。	加入の手続きをしてください。
国民年金	手続きは不要です。	住所変更等の手続きをしてください。
年金受給者	手続きは不要です。	支給機関(年金機構等)へ住所(振込先)変更の手続きをしてください。
介護保険	保険証を返却してください。 (要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取りください。)	加入の手続きをしてください。 (要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を持参してください。)
後期高齢者医療保険	保険証を返却してください。 (県外転出の場合は、負担区分等証明書をお受け取りください。)	住所変更の手続きをしてください。 (県外転出の場合は、負担区分等証明書を持参してください。)
心身障害者 子ども ひとり親家庭 } 医療費 受給者	受給者証を返却してください。 <u>有効期限は、新住所地に転入する前日までです。</u>	新住所地にお問い合わせください。
児童手当	受給事由消滅届を提出してください。	転出予定日の翌日から <b>15日以内</b> に手続きをしてください。 (保険証、課税証明書、通帳等を持参してください)
児童扶養手当 特別児童扶養手当	子育て支援課で手続きをしてください。	手続きをしてください。
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手続きは不要です。	手帳を持参し、手続きをしてください。
母子健康手帳	手続きは不要です。	手帳を持参し、健康診査や予防接種等についてお問い合わせください。
小学生・中学生	学校から在学証明書・教科書給付証明書をお受け取りください。	新住所地の教育委員会にお問い合わせください。
原動機付自転車 (125cc以下)	廃車の手続きをしてください。	登録の手続きをしてください。
普通自動車、軽自動車 バイク(126cc以上)	手続きは不要です。	運輸支局または軽自動車検査協会へ住所変更の手続きをしてください。
上・下水道	休止(廃止)の手続きをしてください。	開始の手続きをしてください。
犬の登録	手続きは不要です。	鑑札を持参し、登録してください。
市営住宅	建築課住宅係に世帯員異動届を提出し、後日新住所地の住民票を提出してください。	
市営墓地 (市営墓地の区画保有者)	加賀市にお住まいの方を市営墓地使用者の代理人として指定する必要がありますので生活安全課で手続きをください。	手続きは不要です。

※市区町村で取扱いや制度が異なる場合があります。お問い合わせ等は新住所地で行ってください。※

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地 加賀市役所 市民生活部 窓口課

TEL (0761)72-7881(直通) FAX (0761)72-7797 E-mail: madoguchi@city.kaga.lg.jp

## 加賀市国民健康保険加入者の皆さまへ

転出届出時では、加賀市の国民健康保険の資格は、転出予定日までとなりますが、転出確定日（他市区町村への転入日）により資格喪失日が確定します。

保険料（税）は、月末時の加入状況によりその月の請求の有無を判断しますので、転出予定日と転出確定日が月をまたいで変更になった場合に、転出予定日で算定された保険税額の更正通知が届き、後日、転出確定日で算定された保険税額の更正通知が届く場合があります。

また、加賀市の国民健康保険の資格は転出確定日で喪失となりますので、喪失後に加賀市の国民健康保険証を使用して医療機関等を受診されますと、後日、保険者負担分（7割～9割）の返還請求通知が届きます。返還後、受診時にご加入の健康保険に保険者負担分を請求する手続きをしてください。